

3月定例教育委員会議事録

平成24年3月17日（土）10：00～

○委員長 おはようございます。ただいまから平成24年3月定例教育委員会を開会します。よろしくをお願いします。

○委員長 教育総務課長から、日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

○教育総務課長 はい。本日の日程表をご覧ください。まず教育長から一般報告がございます。議事といたしまして、議案第1号平成24年度アクションプランについて他11件。報告事項ア「教育委員会事務局人事について」、他24件でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

○教育長 はい。そうしますと一般報告を行わせていただきます。2月10日に日本海ケーブルテレビネットワークの取材がありました。鳥取県の芸術教育といえますか、「芸術と子どもたち」というようなテーマで、1時間ぐらい取材を受けまして、それが25分ぐらいの番組で先月2週にわたって、繰り返し繰り返し流れましたので、ちょっと恥ずかしかったですけども。鳥の劇場の本を読んで体験するという取り組みとか、それから龍谷大学のジョイントコンサートの話も報告させていただいたりしました。

それに関連しまして2月11日に倉吉未来中心で龍谷大学と県内高校生とのジョイントコンサートがありました。県内の高校からは鳥取西高校、そして倉吉東、倉吉西、境、それから境港総合技術高校、米子北高校の6校が参加いたしました。見たところ境高校が少し一枚抜けてたなという感じがいたしました。また、鳥取西高校の女子生徒が「坂の上の雲」の主題歌を歌ったんですが、大変いい声で会場を魅了しました。龍谷大学の演奏もさすがでありまして、やっぱり復興支援するという形で、坂本九さんのメドレーをやられました。最後はこの龍谷大学の学生さん、それから参加した6校の高校生がステージと、それからオーケストラピット、それから2階のせり出した部分に三百数十名でしょうかね。この楽器もすべて並べて、アフリカン・シンフォニーをやりましたね。これが、委員さんもいらっしゃいましたが、とんでもない迫力でしたね。感動しました。また龍谷大学さんのほうで、県内の中学生のためにバスをたくさん用意していただきまして、中学生が600人～700人ぐらい出たんじゃないでしょうかね。3階席まで満席でありました。何かこれからするのにプレッシャーだというふうに龍谷大学さんもおっしゃってましたけども、なかなか会場がこんなに埋まったことはなかったので。知事にもご来場いただいて、ご挨拶

拶をいただきました。良い関係ができておりますので、また龍谷大学と県内の高校生とかをうまくつなぎあわせて、できたら「まんが王国」のオープニングなどで、アニメメドレーをすとか、そんなことも考えてみてもいいかなというふうに思いました。

「ケータイ・インターネットを考える高校生フォーラム」を2月13日に開催いたしました。これは、この後報告があります。私もこれに参加いたしまして、1日5時間以上携帯電話をしているという高校生が多いものですから、この時間の質ということで、少し挨拶の中で話をさせていただきました。

2月14日には教育次長が、「第3回今後の少人数学級検討委員会」ということで、少人数学級を進める上で保護者とか学校現場の意見を聴くということをこれまで2回やってきましたが、最終的に予算の形が見える中で、どんなふうに生かしていくのがいいのかということでご意見を伺いました。

2月15日と3月15日、県立学校校長会を開催して挨拶をいたしました。来年度に向けた学校経営戦略をしっかりと立ててくださいとお願いいたしました。

2月16日、島根原発に係る災害対策本部訓練というのがありまして、島根原発で原子炉に異常が起きたと、これから重大な様相になるという前提でいたしました。朝の時間帯でありましたので、子どもたちを帰らせるのか、あるいは帰らせてその地域の住民として避難させるのか。あるいはその学校で避難させるのか、あるいは通学途中でバラバラな子どもたちにどうやって伝達をするのかというような、いろんな課題が浮かび上がっていました。そういう課題をもとに、どの時間帯でも子どもたちを安全に避難させるような対策があるだろうということでもあります。

それから2月18日、これも今日の報告事項にあります、次長が九州、福岡県でありました、とっとり倭人伝「弥生の国邑」ですね、国邑というこのシンポジウムに参加をいたしました。

2月定例県議会が2月20日から、もう来週月曜日までありますけれども、開会中でありまして。代表質問で、特に議員のほうからは、広く教員採用試験の在り方だとか、あるいはスポーツ振興。今度開校する琴の浦高等特別支援学校にかける思いだとか、あるいは特別支援学校の教員免許取得率が落ちてるのではないかという話だとか、ありました。また、この教員採用試験で体育とか芸術、スポーツ・芸術に優れた教員を採用するという制度があるのに、実質これまでゼロじゃないかと、そういう制度が形骸化していないかというようなご指摘もございました。また委員長さんということで、大阪の教育基本条例にあわせて、教育委員会と知事の関係はどうあるべきなのかというような所見を求める質問がございました。一般質問はスポーツ関係の対策、また鳥取西高問題一本に絞っての質問がございました。また、議員からは、以前から話しておられました西部地区における病弱の高等部の設置についてどう考えるのかということと、それから4月から開講する環境大学の英語村をどう活用するのかというような観点のご質問がございました。

2月23日にはケータイ啓発マンガというのがありまして、3コマ漫画で、私が中学校を卒業して高校に入学する娘のおじいさん役、それから課長がお母さん役で、せがまれて携帯を買って、「だけどルール守って使わないといけないよ」という、マンガのアフレコを録って、これ流れたんですね。

○家庭・地域教育課長 はい、流れてます。

○教育長 しっかりしたお母さん役を。

○委員長 これから流れるんですか。

○教育長 もう流れたんですね。

○家庭・地域教育課長 もうはい。民放3局と、あとYouTubeのほうでもご覧になれます。

○教育長 しっかりしたお母さんと、甘いおじいちゃん、そんな話でありました。

2月28日、この後報告がありますが、学力向上推進委員会の会がありまして、私、ご挨拶をいたしました。高校での学力向上は、本当によく動いていたなというふうに思っております。この後また成果をご報告させていただきます。

3月1日、鳥取環境大学経営・教育研究審議会準備部会、委員さんとともに一緒に参加をさせていただきました。ここでも英語村の話題が結構ありました。

3月6日、エフエム山陰防犯ブザー贈呈式ということで、エフエム山陰さんが毎年、県内の小学校と特別支援学校の小学生に防犯ブザーをくださっておりまして、その贈呈式がありました。

それから高校入試、これも無事に3月3日から7日終了いたしました。3月11日には委員の皆さんとともに、いきいきキャンペーンの表彰式を行いました。ロゴマークと、それからキャッチフレーズですね。ロゴマークの副賞が5万円の図書券でした。

3月15日は、黄色い手帳運動ということで、これは山陰中央新報さんと山陰中央テレビさんがやっておられまして、今回は県内の特別支援学校の小学部に図書88冊をいただきました。鳥の劇場と、こういう創作体験をやってますという話をして、そういうことでも使わせていただきますということでお礼をいたしました。

昨日は、豊かな海づくり大会の最終総会がありまして、天皇陛下がお読みになった御製ですね、お歌が披露されまして、賀露の県漁協の前には飾られたということでございました。以上でございます。

○委員長 はい。何かお聞きになりたいこともあろうかと思いますが、随時ということで、議題のほうに入らせていただきたいと思います。本日の署名委員さんは岩田委員さんと若原委員さんをお願いします。なお、本日の議案及び報告事項のうち、議案第3号から第10号及び報告事項アからエまでは人事に関する案件ですので、これらの議事については非公開としたいと思います、いかがでしょうか。

○委員長 異議がないようですので、そのように取り扱うことに決定します。初めに公開の議案、議案第1号、第2号、第11号、第12号を先に取り扱いまして、その後に非公開の議案を取り扱いたいと思います。

では、議案第1号について説明をしてください。

3 議事

[公開]

議案第1号 平成24年度アクションプランについて
教育総務課長 説明

○教育総務課長 はい、教育総務課です。アクションプランについて議案を提出いたします。おはぐりいただきまして、アクションプランの1ページから4ページ、5ページにかけての概要のところで簡単にご説明させていただきたいと思っております。このアクションプランは平成21年度から25年度にかけての鳥取県教育振興基本計画に基づいて、毎年度その年度の取り組みを整理してまとめたものでございます。

1ページをご覧ください。振興計画にあります6本の柱について、それぞれ毎年度事業をローリングしながら取り組んでいるところです。簡単にご説明します。まず「生涯にわたって自ら学び」という項目でございますけれども、右側に主な事業として掲げておりますけれども、黒い三角印が来年度、24年度の新規事業であります。そういったあたりを中心にご説明いたしたいと思っております。まず「社会全体で取り組む教育」でございますけれども、2年目を迎えます地域で育む学校支援ボランティアですとか、ケータイ・インターネットでの教育啓発事業を推進してまいりたいと考えております。

その下ですが、新たな取り組みといたしまして、まんがを活用したキャンペーンですとか、育ちと学びをつなぐ就学前教育の充実、これは幼稚園、保育園それから義務教育へのつなぎを行う事業でございます。

その下でございますけれども、山陰海岸ジオパークですとか、図書館・博物館連携のまんが王国建国YEAR記念事業、そういった点。それから、山陰海岸を映像で資料保存するといった事業に取り組むこととしております。もちろん、まんが王国の鳥取応援団事業といった取り組みもすることとしております。

その下ですが、「知」「徳」「体」のバランスで「学力向上」ですが、少人数学級が全面実施になります。少人数学級を活かす学びと指導の創造事業、それから今年度から引き続き「未来を拓くスクラム教育事業」、先ほどもございましたけれども、環境大学の一日英語村体験事業、こういったことで小中高校が連携した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

2ページをご覧ください。「豊かな人間性、社会性の育成」で、大きな課題であります不登校対策については、総合的に未然防止から支援まで大きく3段階に分けての取り組みを、教育委員会全体で取り組んでいくものでございます。

そのほか文化芸術の活動事業ですとか、ふるさと鳥取見学（県学）支援事業ということで、これは市町村の主に小中学生でございますけれども、東部の博物館ですとか、県立図書館、そういったところを見学するようなバス補助を行うものでございます。

「健やかな心身の育成」でございますけれども、中学校の武道必修化が実施になります。外部指導者を派遣いただいて、怪我のないよう、事故のないよう取り組むことといたしております。それから小学校に体育専科教員、これは3名ですが、モデル的に導入したいと考えております。

1つ飛びますけれども、「幼児教育の充実」という点で、先ほど申し上げました育ちと学びをつなぐ就学前教育充実事業に加えまして、小中学校課に幼児教育専任指導主事を配置し、充実したいと考えております。

「特別支援教育」につきましては、琴の浦高等特別支援学校の25年度開設に向けての準備、そ

れから発達支援コーディネーターの養成事業あたりを新規事業で取り組むこととしております。

3 ページをご覧ください。「学校教育を支える教育環境の充実」で、少人数学級はさることながら、来年度は少し時間外勤務の縮減を推進する意味で、県立学校に勤務時間管理のサポートシステム、これは中部の県立高校5校から始めて、向こう3年間ぐらいで全県立学校に普及していきたいと考えております。

1つ飛びますが、「安全・安心な教育環境の整備」といった点で、県立学校の耐震化、それから鳥取西高の耐震化整備事業、それから先ほど申し上げました武道の必修化に伴う外部指導者といった取り組みを行うこととしております。

4 ページをご覧ください。文化・芸術の面では、文化部パワーアップということで、これは平成27年度に近畿の高校総合文化祭が鳥取県で開催されます。そういった点で少し文化部にも力を入れていきたいと考えております。

「文化財に親しむ」という点では、先ほど申し上げましたように鳥取見学（県学）支援事業といったような取り組みを行いたいと考えております。

「スポーツの振興」につきましては、ジュニア期の充実ですとか、スポーツ審議会の新たな設置、小学校の体育専科教員の配置、そういったところを充実してまいりたいと考えております。

一応このアクションプラン、来年度の新規事業等を盛り込んだ形で整理させていただいております。細かい内容につきましては、以下のページをご覧くださいと思います。概要については以上でございます。

○委員長 いかがでしょうか。詳細については5ページ以降に書かれているわけですね。

○教育総務課長 以降になります。はい。

○委員長 これは21年から25年の5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策ということで各事業があがっているわけですが、今、新規に事業が入って来てますよね。これらは以前から想定されてた内容でございますか。

○教育総務課長 あの、新規事業。

○委員長 はい。

○教育総務課長 この計画は先ほど申し上げました1ページの前のページを見ていただきたいと思いますが、この5カ年計画の中で大きく6本の柱を立てております。生涯にわたってから教育振興計画の推進に向けた体制づくりまで6本の柱があるんですけども、毎年その年度の事業の成果と課題を整理した上で、次の翌年度にどういった取り組みが必要なのかといったことを見据えながら新規事業を組み立てていったり、従来からあります事業を充実・強化していったりという整理をさせていただくのですが、その中で先ほどの黒い三角で示した事業についてはこの6本の柱の中に位置付けながら、鳥取県の教育の振興のために整理させていただいて、体系付けたものが、先ほどの概要の事業ということになります。これを年度中途に点検しながら、25年度の事業にまた向けて整理していくという流れになるかと思っております。

○委員長 はい。

○教育総務課長 一番巻末には先般のいきいきキャンペーンのロゴと、ちょっと白黒になっておりますけども、盛り込ませていただいております。

- 委員長 結構、まんが王国に関するものが入って来ていますね。あっちこっちにですね。これは24年度で終わりということではないんですよ。
- 教育総務課長 まんが王国の建国YEARですので、建国ですから、建ててすぐなくなるということはないと思うんですけども。
- 委員 事業としては単年度のものや継続するものやいろいろあるんですね。
- 教育総務課長 あると思いますね。
- 委員長 それがきっかけとなって、いい教育効果をこれから育んでいくようになれば、いいですね。
- 教育長 今後の26年以降分の計画というのはいつ頃からかかるんですか。
- 教育総務課長 それで、また後ほど報告事項のほうで、1月に行われた審議会の中で少し議論させていただいてますけど、26年以降の計画については25年に策定なんですけども、来年度少しその柱のあたりを見直し、夏場から1年かけて25年度には本格的に26年度からの柱をどうするのかといったようなスケジュール感でいきたいと考えています。
- 委員 考え方なんですけど、来年度、県教委が行うすべての事業というのは、基本的にはこのアクションプランの中にすべて位置付けられるということなんですか。
- 教育総務課長 はい。若干知事部局の、例えば福祉保健部の事業あたり、それから青少年・文教課あたりの事業もこの中には盛り込まれてます、関連事業としては。基本的に教育委員会の事業はすべてこの中に入っております。
- 委員 私立学校の支援というのがありますが、これはどのような。
- 教育総務課長 私立学校の支援は、教育委員会からではなく、基本的には知事部局のほうから運営費補助のような形のもので出されております。
- 委員 そうですか。
- 委員 この武道必修化はどうですか、鳥取県の進捗状況としては。
- スポーツ健康教育課長 県内でいきますと、だいたい中学校60校のうち7割少しですから四十数校が柔道を選択すると聞いてますし、残りがあと剣道、また相撲が東伯中で1校、相撲をとりたいたいところもあります。必修化ということで、特に安全指導という観点でいきます。だいたい先ほど説明がありました外部の専門家といいますか、そういう方を要望する学校のほうに派遣するというようなことで、顧問と一緒にTTで事業をやるということを考えています。また今年度中にはそういう手引書といいますか、そういうものも作って各学校のほうに配布したいということで今、準備を進めております。また教員のほうの講習ですけども、来年度以降も引き続いてやっていこうと思っています。
- 委員 現場がスムーズに進めばいいですね。
- スポーツ健康教育課長 そうですね。それが第一です。
- 委員 ちょっと心配ですね。
- 委員 近畿の高等学校総合文化祭って、何年とおっしゃいましたか。
- 教育総務課長 27年度です。
- 委員 27年度。ということは、今の中3が高校3年生の時。

- 教育総務課長 そうですね。
- 教育長 ですから新中2、新中1ぐらいから少し鍛えていかないと。
- 委員 そうですね。
- 参事監兼高等学校課長 27年のだいたい11月ぐらいになりますので、主力は1年、2年になります。
- 委員 なるほど。
- 委員長 鳥取県の不登校の生徒が中学生で増加の状況があつて、すべてじゃないですが地教委からは今までの教育支援センターですか、あれを残してほしいと、補助を出してほしいという声があがっているんですが、それは24年度からは補助金なしになるんですか。
- 教育総務課長 補助が24年度で切れますね。
- 委員長 切って、市町村独自で運営をしていかれるという格好ですか。
- 小中学校課長 そうですね。これまでも激変緩和措置ということで継続なされていたんですけども、補助なしということになっても、まだ多少援助を続けていたというような状況です。
- 委員長 県からの補助がなくなれば、その設置を取り消す、なくすというようなところはないですよ。
- 小中学校課長 今のところそれは聞いておりません。
- 委員長 町独自でそれをやっていくというか。
- 小中学校課長 そこに配置をする非常勤でありますとか、講師さんの紹介は各教育局で行っております。
- 委員長 それからもう1つ、小学校の体育専科教員を3名ほど配置されるということですが、具体的には免許状とか、どういう人材が専科教員として配置されることになるのか。
- スポーツ健康教育課長 これは体育の免許を持っている先生ですね。中学校とか、小学校の免許もですね。特に中学校なんかは体育の免許を持ってる先生も考えております。今、東部と中部と西部の学校に配置を考えています。
- 委員長 この先生は学級担任はなさらないで全学年にわたってても、時間数との相談ですが、体育の授業をなさるとのことですね。
- スポーツ健康教育課長 はい。非常勤ですので、1週29時間の中で体育をやるということです。
- 教育長 これはモデルケースですけど、本当は本務者といいますか、きちんと定数要求したかったんですけど。少人数もありますし、なかなか難しかったので。ただこれを育てていかないと次につながりませんので。
- 委員長 はい、そうですね。競技力の向上のアップには大事だと思うんですが、小学校の段階で子どもたちの基本的な、いろんな面で競技力向上だけを目指すということではなくて、指導をお願いしたいですね。
- 教育長 そうですね。遊びをとおしたりとか、いろんなことをとおして体を作っていくということですね。そういう日常生活とか授業をとおして基礎をつくっていくということですね。
- 委員長 はい、そうですね。いかがでしょうか。次にいかせてもらってよろしいでしょうか。それでは議案第1号につきましては原案どおり決定いたしました。

続きまして議案第2号を説明してください。

[公開]

議案第2号 鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について
特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 はい。鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部改正についてでございます。1ページ目をご覧ください。規則の改正の趣旨でございますが、1番で書いておりますように、1点目は特別支援学校におきましても2学期制が導入できるようにしたいということ。そして、もう1つは再入学の機会を拡大するために再入学の要件を緩和するというのが大きな趣旨でございます。その下、2番の規則案の概要を見てやってください。私が今言いましたことは、(1)と(3)に書いてございます。(2)についてでございますが、「特別支援学校に志願できる者は」というところで、「県内に居住している者又は特別な事情がある者とし、その通学区域は県全域とする」と。これにつきましては、例えば、現在すでに鳥取県に近接する他県の生徒が、本県の特別支援学校に入学している事例もございまして、また、医療等を受けるために、その充実した施設に入る必要があるということで、そこに隣接する学校に他県から入ってくるという例もあつたりいたします。また、現在は他県にいるんだけど、来年度は本県に来る予定だというような生徒もございまして、このようなことから規則案を改正していきたいということ。そして、さらには(4)で書いておりますように、特別支援学校に提出する誓願書について、費用等についての保護者の責任を明記したいと。このような趣旨でお願いしたいと、改正したいというものでございます。

2ページをご覧ください。そこに鳥取県立学校管理規則の一部改正、改正前と改正後、対照して示しております。第4条のところですが、ここは通学区域のことを書いてございます。改正前は、「高等学校の通学区域」ということでございました。この「高等学校の」をとって、特別支援を含めるということでございます。第1号の(1)ですね。第1号のほうに、すでにある高等学校の場合を整理いたしまして、第2号のほうに特別支援の場合を付記したということでございます。

続いて、3ページ目をご覧ください。中ほどから下のあたりですが、学則の一部改正ということでございまして、第3条は第2項に、この2学期制の内容を盛り込んだということでございます。この書き方は、すでにある高等学校の学則と同様な内容の示し方をしております。第4条でございますが、ここは休業日について、第2項に示した2学期制にした場合の内容が書かれております。この書き方についても、高等学校にすでにあるものと同様の表現をしております。

4ページ目をご覧ください。第17条です。17条の2項でございますけれども、「前項の規定による」というふうな書き出しになっておりますが、前項といたしますのは、入学しようとする者は入学志願書を校長に提出しなければならないということでございまして、ここに第2項「教育委員会が特別な事情があると認めた者」という内容を入れさせていただいております。

続きまして、第24条の2でございます。下線が引いてある部分ですけれども、これまで「鳥取

県の区域内（以下、県内）」というふうな書き方をしておりましたが、ここは「県内」ということにいたしました。それから、終わり3行「ただし」以降、「ただし、生徒が県内に居住していない場合であって」という云々の、この書きぶりにつきましては、法制のほうからご指導いただきまして、内容的には前回のものと全く変わっていないというものでございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。誓約書の内容についてでございます。給食教材費の費用の納付、その他の義務についてのことを加えて、ここに挙げております。また保証人についても責任を一層自覚してもらおうという趣旨で、ここに新たに加えさせていただいております。

あと様式第9号、真ん中から下のあたりですが、保護者の場合と保証人の場合と分けて記載する、分けたものにするというふうに整理いたしました。この内容でございますけれども、すでに法制事前審査は終わっているということでございます。以上です。

○委員長 この規則の改正の理由の中には2点挙がっているわけですが、2学期制にするということと再入学の要件を緩和すると、それだけではなくて、今までにある規則の文章も修正ということもありますかね。内容は一緒でも、ですね。

○特別支援教育課長 はい。それもちょっと加えて、この機会にということですよ。

○委員長 この機会に表現を直す。今、特別支援学校は3学期制なんですか。

○特別支援教育課長 そうです。

○委員長 今後は2学期制に移行したいという気持ちなんですね。

○特別支援教育課長 平成25年4月開校予定の琴の浦高等特別支援とか、そういったところは2学期制ということも考えておまして、それから、すでにある学校におきましては2学期制をしたいという希望が出ております。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 この規則の改正というのは、この委員会で最終決定ですか。

○委員長 はい。

○委員 この「障害」の「害」を漢字からひらがなに、今回の別表で変わっていますよね。他の規則はどうなのですかね。統一をされているかどうか。

○特別支援教育課長 本当はもう早くに、このような鳥取県におきましては、「障害」の「害」の字は、この字は使わないということが、平成16年頃に、定かな記憶ではないのですが、知事部局のほうからございまして、教育委員会のほうも「害」の字はもうやめましょうということに現在もうすでになっているわけですよ。ただ専門用語として使う場合、医学用語であるとか、そういった場合は従前の字が使われていると。また国のほうも、まだこの「害」の字は文科省のほうも使っているという実際はございますけれども、本県のほうは使わないということですので、この時に一緒に直したいということでございます。

○委員 これ以外の規則等には、そういう漢字がまだ残っているところが、もしかしたらあるのではないですか。

○特別支援教育課長 また、ちょっと見直してみます。

○委員 ちょっと質問ですが、保証人の場合の署名のところ、6ページの「氏名を自署する場合には、押印を省略することができる」とあるのは、この保証人の場合だけ印鑑がいらな

いということですか。

○特別支援教育課長 すみません。このことに特化したことではないと思います。ちょっと、もう一度確認します。

○委員長 すべてですよ。すべてにね。

○教育長 これはよくあることですね、自署の場合には省くことができるのは。

○小中学校課長 免許の更新手続きとかも本人の自署の場合は印鑑は省略することができます。

○委員長 いいですか。

○委員 はい。

○教育長 ちょっともう一回聴きたいんだけど、4ページの様式8号24条関係と、それから5ページの様式9号の25条関係ですけど、これ同じ誓約書で、8号のほうも保護者が名前を書いて「誓約を守らせ、保護者としての責任を果たすとともに、給食」と書いてあって、9条のほうもまた保護者が保護者となったので責任を果たして給食という、これ8と9の違いはどのようなだった。これは両方出すの。

○高等特別支援学校準備室長 すみません。元のものには残っておりますので、保護者の押印を省略することができるというのは残っておりますので、こちらのほうは落しておりまして、申し訳ありません。同じように、保護者のほうも保証人と同じように署名する場合は、押印を省略することができるというものは、元の条例には残っておりますので。

○教育長 要するに直さないといけない、これ。直してくださいね。直して差し替えることと、今の私の質問を。

○特別支援教育課長 申し訳ございません。教育長、もう1度言ってくださいませんか。

○教育長 じゃあ、もう1度言いますよ。あのね、4ページの様式8号と、ここには誓約書として、本人と保護者と連帯保証人が付くんですよ。保護者が誓約を守らせて教材費等も払います、ということを使うわけ。それから、次のほうの9号のほうも保護者が誓約書を出すわけですよ、払いますよというね。この2つの関連はどういう関連ですか。2つともいるんですよ。誓約書が2つあるんだよね。

○特別支援教育課長 はい。

○教育長 誓約書が2つあるんだね。保護者が2回、その給食費を払いますと言うわけだよね。8と9の違いは何ですか。

○教育総務課長 24条と25条の違いは。

○特別支援教育課長 24条は、生徒は入学後15日以内に誓約書及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。

○高等特別支援学校準備室長 24条が入学した時に保護者と県内にいない場合は保証人をあわせて出すもので、25条は保護者又は保証人に変更があったときの条文です。

○教育長 変更があったときの条文。

○教育総務課長 「保護者となりましたので」となっている。

○高等特別支援学校準備室長 はい。

○教育長 24条、ちょっともう1回読んでください。

○高等特別支援学校準備室長 24条、生徒は入学後15日以内に誓約書（様式第8号）及び住民票の写しを校長に提出しなければならないというのが24条です。

○教育長 生徒は。

○高等特別支援学校準備室長 はい。

○教育長 生徒の誓約書の中に、主人公は生徒がですね。その中に、保護者と保証人を入れるということですね。給食、教材費のこの義務について責任を負いますというのは、これ入れる背景は何かあったんですか。

○特別支援教育課長 背景ですか。やはり、そういったところに、保護者に自覚を持っていただきたいということがございます。やっぱり学校が苦慮しているところもございます。

○委員 やっぱり実態としての、給食費を払わない保護者が増えているとか。

○特別支援教育課長 はい。

○委員 この様式は県立の高校も、特別支援学校も同じなんですか。

○特別支援教育課長 高等学校のほうとは、また別に学則が定めてありますので。特別支援学校のほうの分になります。

○委員 なるほど。はい、分かりました。

○高等特別支援学校準備室長 すみません。先ほど、自署する場合の押印のことについて、訂正といたしましたけれども、様式第9条のほうには備考のところに「略」というふうにしてありまして、ここに同じ「氏名を自署する場合には、押印を省略することができる」という文言を書いておりますので、実際は今、書いてあるということです。

○委員長 今、一部の改正部分が、やっぱり様式の略で紙面が詰めてあるということで、ちょっと分かりにくいところがあったんですけども、今後その辺は臨機応変に載せてもらうということで。他に何か気が付かれたことはありませんか。よろしいでしょうか。

○委員 もう1個、細かいんですけど、ごめんなさい。保証人を置かなければいけないというのが第24条の2に入っていて、それで保証人、この文脈で言うと、保証人は県内の人でなければいけないのかなということは分かるんですけども、それは明記されてなくて、その誓約書の下の方の備考の2に「保証人は、県内に居住する成年者に限る」というのが出るんですけど、これ本文のほうに入ってなくていいんですかね。

○教育長 なるほど。備考に挙げるような言葉ではなくて、本文に入れるのがいいのではないかと。

○委員 結果的には入るんですけども。

○教育長 上のほうの「記入しない」というのは備考ですから、それはいいでしょうけれども。

○委員 「県内に居住していない場合は」というのを、「県内に居住する成年を保証人として置かなければならない」というふうになると、ぱっと読んで分かりやすくなりますね。

○教育長 これ今見ると、成年者になっていますね。

○委員 そうですね。

○教育長 「居住する者」から「居住する成年者」になってるね。「居住する者」から「成年者」に変わった。これは何かあったのかな。

○委員 ご検討いただければ。

○特別支援教育課長 はい。

○委員 文章の中に入れると文章がまた煩雑になると、第24条の2-2とかね。

○教育長 どうですかね、そのへん。次長、法制的には。今、中島委員がおっしゃったようなこと。

○次長 今回、琴の浦高等特別支援学校ができるということで、設置が24年10月ですね。開校は来年の4月です。それで、県立学校管理規則というのは高校も特別支援も一緒に入っていますし、学則は特別支援と高校分けていますが、それぞれがそれぞれで今まで改正してきたので、学期制のことなんかも本当は今回やるようなことじゃないんですけど、高校もすでになっていますので、やっておけば良かったのが積み残し、さっきの「障害」の文字もそうです。積み残しがいろいろあったので、直していくうちに法制のほうも、もうこの機会に例えばさっきの成年者ですね。これも成年者に決まっていますので、「者」と書いてあったからって違う意味合いはないんですけど、改正の機会なので揃えようという、法制的には形式的な規定整備の部類なんですけど、今の説明でちょっとそこに目が行くと、「あれ、この改正は何でしてるんだろう」というような気がしますけども、メインはさっき改正理由で言っていた2つが実質的なもので、あとはこの際、改正の機会に直しておこうという程度だと考えていただいたらいいと思います。

○教育長 中島委員がおっしゃった「保証人は県内に居住する成年者に限る」という内容は本文に入れるべきような内容じゃないかというふうに、備考にあっていないと。

○次長 これはたぶん高校学則とあわせただけで、あまり深く考えていないんじゃないですか。

○委員長 言われたように本文にあったほうがいいですね。

○教育長 分かりやすいですね。これ、あとで法制のほうを確認してみて、もしそういうことのほうがより望ましいというのであれば、じゃあ変わる可能性もあるということ。

○委員長 そういたしますと、議案第2号につきましては「保証人は県内に居住する成年者に限る」という文を本文に入れるかどうかということを検討課題としまして、保留という格好にしたいいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○委員 委員長に一任というような形にしていたほうがよいのではないのでしょうか。

○教育長 今の中島委員のご質問で、そういうことをこちらでもう1度、実務的に確認してみて、そのほうがいいということであればそういたしますし、特に問題ないとあればこういう形に。どちらがというよりも、一応決めていただいて。

○委員長 じゃあ、事務局のほうで確認していただきまして、それで決定とします。

○教育長 本文入れる場合には、このようにするかだけの話です。

○委員長 はい、お願いします。

続きまして議案第11号を説明してください。

[公開]

議案第11号 鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について
参事監兼高等学校課長 説明

○参事監兼高等学校課長 はい。議案第 11 号鳥取県高等学校現業職員労働組合の労働協約の一部改訂についてお諮りします。1 ページをご覧ください。この労働協約の改訂の理由ということでございますが、中に書いておりますように、この 2 月議会におきまして、職員の給与に関する条例の一部改正が付議されていることに伴い、この条例に準ずることとなっているこの現業職員の給与について、労働協約の改訂を行おうというものでございます。改訂の概要として 2 番に書いておりますけれども、一番大きなところは現在の現業職給料表に定める給料月額に、職務の 1 級から 3 級である組合員は 1,000 分の 978 を乗じた額、それを給与としますよというのが、これは基本でございます。給料表に例えば 30 万という数字が出ていたとしましたら、それに 1,000 分の 978 ですから、0.978 を掛けたものが給与になりますよという、それが基本でございます。すべての 1 級から 3 級までがそうなんです、2 級の 74 号から 125 号までの組合員に対しては、この 4 月 1 日から 3 年後の 27 年 3 月 31 日までの間 1,000 分の 978 とあるのは 1,000 分の 986 とするということ、そういう付帯条件付けております。それはあまりにちょっとすぐ給与が下がりすぎるということで、その激変緩和ということで最初の 3 年で半分の額を落として、それから 3 年経ってからまた半分の額を落とすということでございます。そのことをこの 4 月 1 日から適用しようというものでございます。2 ページの新旧対照表でございますが、真ん中に書いておりますのが、今申し上げました給与月額に 1,000 分の 978 を乗じたもの、それを給与月額とするというのが、これが一番のメインでございます。一番上にございます給与の切替えに伴う経過措置というところで、平成 24 年 3 月 31 日までの間というのが入っておりますが、これは平成 18 年に給与の切替えをした時に、それより下がるというものについての現給保障をしていたわけですが、それをいつまでということを示していなかったものを、それを 24 年 3 月 31 日までというところで明確にすることによって現給保障の廃止をするということを書いております。以下の附則からの赤い部分につきましては、今申し上げたことが言葉で書いてあるということでございます。以上でございます。

○教育長 職務の給与が 3 級の方は 4 月 1 日付けで 959 が 978 になるということで、そこは上がるということだよ。

○参事監兼高等学校課長 3 級の方だけ上がります。

○教育長 2 級の 74 号級から 125 号級までの方は、これも 978 までに持って行くのだけども一気に下がりすぎるので、4 月 1 日から 27 年の 3 月 31 日まで一旦 986、3 年間掛けて 986 まで落とすわけですよ。

○参事監兼高等学校課長 そうです。

○教育長 今度 27 年 4 月 1 日はその 986 から 978 まで下げるのだけど、この間も 3 年間ということですか。

○参事監兼高等学校課長 これは、この時にもう 978 に下げてしまいますので、それから先まだ下げるようなことが出てくれば、また話をしなきゃいけないのですが。

○教育長 ああ、そうか。だから 27 年 3 月 31 日までが 986 で、1 日からは 978 になるということだな。

- 参事監兼高等学校課長 はい。
- 教育長 だから3年間で978に下げるといことですね。
- 参事監兼高等学校課長 そうです。
- 教育長 だけど、職務の級が1級及び2級、1から73の人は、これは994から一気に978に下げるわけですね。
- 参事監兼高等学校課長 はい、そうです。一気に978まで下げる。
- 委員長 いかがでしょうか。
- 委員 でも、この方法で労働組合のほうも大丈夫ですか。
- 参事監兼高等学校課長 ずっと交渉を重ねてきてまして、納得はしております。
- 教育長 何か1級及び2級の1から73というほうが、そこは元々給料額が低いのでしょうか。
- 参事監兼高等学校課長 はい。
- 教育長 それが何かドンと、逆にこちらのほうこそ。
- 参事監兼高等学校課長 下がっても次に上がる上げ幅が大きいので、そんなにたくさん下がったという感じにはならないです。給与が大きくなればなるほどその1号級で300~400円とか、表を見ていただきますでしょうか。17ページ、18ページを見ていただけますか。17ページでいきますと、例えばもし20号級というところがありましたら、例えば4つ上がりますから1、2、3、4でだいたい8,000円ぐらいは上がるんです。1つの間が、例えば2級の例えば90というのを見ていただきましょう。90は29万7,900円、それが91になっても400円上がって、上げ幅が小さくなっていっているんで、一気にドンと下げられても、次の年、昇給したとしても、少ししか昇給しないので差額がとってもたくさん下がった感じになるというのを加味しているという、それをどこまで認めるかというところでの大きな交渉として、2級の74まではというふうに話し合いがされたということを聞いています。
- 委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 委員 はい。すみません、初歩的なことですが、この労働協約というのは誰と誰が結ぶのですか。相手は組合と書いてあるのですが。
- 参事監兼高等学校課長 一番裏に。
- 教育長 23ページに。
- 参事監兼高等学校課長 教育委員会。
- 委員 教育委員会が結ぶんですか。なるほど。
- 参事監兼高等学校課長 労働組合の執行部、委員長が結ばれる。
- 委員 交渉の席には実際着いて。
- 参事監兼高等学校課長 いや、おられません。
- 委員 すみません、ありがとうございました。
- 委員長 よろしいでしょうか。では、議案第11号は原案どおり決定いたしました。
続いて議案第12号を説明してください。

[公開]

議案第 12 号 現業職員の給与に関する規則等の一部改正について

教育総務課長 説明

○教育総務課長 はい。総務課のほうから規則の改正についてご説明いたします。今、協約の変更の議決をいただいたところなのですが、中身については同じものでございます。1 ページの概要に掲げておりますように1・2級は1.6%、3級が1.9%、引き下げと引き上げということでございます。ただ労働基準法によりまして、この労働協約と就業規則とといいますか、この規則との関係で、一応労働契約の範囲で就業規則が定められる形になっておりまして、中身については規則でそれを定めるものでございます。ただ、施行期日、イのところでございますけれども、激変緩和措置といたしまして来年度に限り、25 年の3月31日までに限り、給料月額が1万円以上下がる方もございます。その引き下げ額を1万円までと、引き下げ額の上限を定める経過措置が規則の中で定められておるということでございます。以上でございます。

○委員長 はい。いいでしょうか。議案第 12 号は原案どおり決定いたしました。

続きまして非公開の議案に入りたいと思います。議案第 3 号から第 10 号及び報告事項アからエまでについては、会議の冒頭決定しましたとおり、非公開とします。関係課長さん以外は退席をお願いします。

○委員長 それでは委員会を再開しますが、午前の議案 10 号、報告事項エをもちまして、非公開の案件は終わりましたので、これより公開といたします。

それでは報告事項オについて説明願います。

[公開]

報告事項オ 第 10 回鳥取県教育審議会の概要について

教育総務課長 説明

○教育総務課長 はい。第 10 回鳥取県教育審議会の概要について提出いたします。報告が少し遅くなりまして申し訳ありません。1 月の終わりに教育審議会第 10 回を開催いたしました。この審議会では、次期教育振興基本計画の方向性についてと、裏面の今後の県立高等学校の在り方について、大きく 2 つのことについて各委員さんから活発なご議論をいただきました。

まず基本計画でございますけれども、先ほどもアクションプランの中で若干触れましたけれども、計画が一応 10 カ年の計画の中で、前期・後期と申しまししょうか、前期の計画が 25 年度で終了いたします。毎年アクションプランで見直しを行いながら、毎年度の事業、先ほどご説明したように整理させて実行しているところでもありますけれども、この前期といいますか、21 から 25 年度までに掛けました基本理念ですとか、今掲げております 4 点の目指す人間像についてご議論いただきました。まず基本理念についてどう考えるかということをお尋ね、審議いただきました。その中で、例えば今の「自立した心豊かな人づくり」について、少し公の中の一員というニュアンスが弱いのではないかとということで、集団の中で関わり合いながら生きていくといった部分を強調

していくべきではないかといった意見。それから他者のために自分を生かす、そういう理念を検討すべきではないかといったようなご意見を頂戴いたしました。

それから、4項の「めざす人間像」についてということでもありますけども、2番目に掲げております「社会の中で、社会を支えて」生きていくという柱については、支え合いというニュアンスをもっと前面に出すべきではなからうかと。それから、アンダーラインを引いておりますけども、他者の立場や人権を大切にするという部分が、現在4番目の項目の中に掲げられておりますけども、この2番目の社会を支えて生きていくという中に振り替えてはどうかといったようなご意見がありました。

それから、実はこの基本計画の見直しを国のほうもいたしておまして、国のほうの次期の計画には国際的なグローバルな視点というものも盛り込まれております。そういった点に沿って、鳥取県の計画にもグローバルな視点を入れてはどうか、そういったようなご指摘もありました。それから、「ねばり強く」人間を育てていくといったような点、それから「自立」ということの中に「創造」というニュアンスを加えるべきではないかといったようなご意見を頂戴いたしました。

それから3点目といたしまして、施策の方向性、これは実際に事業立てしていく項目についてでございますけども、それについてもご意見を伺いました。裏面をご覧ください。2つ目の丸ですけども、やはり言語活動の充実という点で、ぜひ読書活動ということを加えてほしい。それから定時制の高校が抱える問題も多くあるので、ぜひ定時制の高校のことにも触れて欲しいといったようなこともありました。それから、教職員、特に教員ですが、人間的な魅力があるとか、尊敬できるというようなことを加えてはどうか。それから今度、スポーツ審議会が独立いたしますけども、スポーツにも生涯スポーツ、社会スポーツ、ここには書いてありませんけども、新たに障がい者のスポーツ、そういったこともあります。そういったレクリエーションも含めたところで触れたほうが良いのではないかとといったようなご指摘もありました。それから、教員がやはり子どもたちにしっかり向き合える時間を確保する、そういったことも大切ではなからうかといったようなご意見をいただきました。

今こういったご意見をまとめまして、まだ26年度は先になるんですけども、24年度から少し次の計画に向けての柱ですとか、施策の方向性の議論に入ってまいりたいと思います。ただ非常に社会情勢もスピードがありまして、計画を立ててる時点と実際に執行する段階とに多少のタイムラグが出ようかと思っておりますけども、そういったことも視野に入れながら可変的に、フレキシブルに対応できるような形で検討を進めてまいりたいと考えております。時期はだいたい夏場にこういったもののたたき台のようなものをお示しして、次の議論に移ってまいりたいと考えております。

それから県立高等学校の在り方についてでございますけども、ちょうど来週の半ばを締め切りにして、パブリックコメントを今募集しているところでございます。当日の審議会では、25年度から30年度までについて、まず生徒減の対応については、やはり学校を廃止することは避けて学級減で対応するのが望ましい。それから、学級の定員減で対応するのも適切ではないかといったようなご議論もいただきました。一律に学級減を行うのではなく、学校の特色や教育理念をしっかりと盛り込むべきではなからうかといったようなご意見もいただきました。

特色ある学科やコースの編成についても、直接就職につながらない学科ならば、やっぱり設置の意味は低くなる。新設には慎重に考えるべきだといったような点。それから、地域性も考慮しながら、学科・コース等の編成を行っていくべきではないかといったようなご指摘もいただきました。

それから地域と連携した教育の推進ということで、地域と深い結びつきのある学校づくりを考える必要があるのではないかとといったようなご意見をいただいて、今ちょうどパブリックコメントもいただいておりますので、そういったことを含めながら、県立学校の30年度までの在り方を年度明けにはまとめるような方向で整理していきたいと考えてます。以上でございます。

○教育長 県立学校のほうは今パブリックコメントをとっておりますが、パブコメで出す前に少し知事に話をしました。そうしましたら、やはり生徒減がどんどん進んでるということをもう少し強調したほうがいいのではないかとか、特に中山間地域では、そうしたことが進めば学校がなくなる可能性があるということとか、それから中山間地域にある学校も小中高一貫をつくったかどうかとか、あるいは周辺地域の自治体と県境を越えて、そうした学校をつくるというようなこともあってもいいんじゃないかと、とにかくいろんな意見を聞いてみなさいということがありました。

あとは漫画系だとか芸術系の学科やコースの検討とか、あるいは福祉でも子どもと老人から、いろんな、そういう幅広い福祉の心を持った人を育てるような学科やコースも考えてみたらどうかというような話もございました。

今、高校教育企画室のほうでパブコメもとりつつ、日南なら日南とか、そういう所に出掛けて直接ヒアリングしようと今しています。

○委員長 質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、なかなかいいご意見をたくさんいただいてあるようです。私はやはり教員の自立ということをやっぱり学校でとにかくして欲しいなという気がします。まずそれが原点になっていると思います。それから、いろいろ積み上げて欲しいと思います。よろしくお願いします。

続いて、報告事項カを説明してください。

[公開]

報告事項カ 平成24年度エキスパート教員の更新・認定について
小中学校課長 報告

○小中学校課長 報告事項カ、平成24年度エキスパート教員の更新及び認定についてご報告いたします。1ページをご覧ください。エキスパート教員といいますのは、高い専門性と指導力を有しまして、優れた教育実践を行っている教員です。その教育指導技術等を広く普及することで、鳥取県教育の充実を図ることを目的としております。役割を3点挙げております。他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。授業を積極的に、担当する教科等の授業がございましたが、積極的に公開する。できる範囲の中で研究会等において指導、助言を行う。認定期間を3年間にしております。今回の場合は、平成24年4月1日からということになっております。

エキスパート教員の選考委員会を2月28日に行いました。その結果、3番のところに記しておりますが、更新認定者10名、新規認定者25名を決定しております。継続認定者を含めまして総数が65名でございます。認定証の授与式を3月26日に県立図書館で行う予定にしております。2ページのほうに実際の名前を書いております。新規認定者のほうから載せておりますが、25名です。小学校8名、中学校5名、高等学校9名、ページをめくっていただいて、特別支援学校3名でございます。更新者の10名を下に付けております。4ページからは、総認定者の65名を全部1つにまとめまして載せております。備考の欄に、何年度に認定になったかということ載せております。今年度新規の者は「平成24認定」という具合に載せております。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と載せておりまして、7ページのほうをご覧になっていただくと、エキスパート教員選考に係る視点ということで、24年2月28日としておりますが、ずっとこれを使わせていただいております。具体的な選考の視点ということで載せているものでございます。下のほうに推薦の観点も載せております。

8ページ以降は実施要項を載せておりますが、8ページの第4条(2)の「教諭の職に原則として10年以上あること」ということで、この「原則」という言葉を新要綱では入れております。(3)も同じく「原則として2校以上」ということを載せております。それから、第6条に「更新をすることができる」という文言を載せまして、すでにエキスパート教員を3年間終わりましたも更新ができるような内容にしております。以上でございます。

○教育長 昨年10月5日に何を変えたのかな、これ。

○小中学校課長 先ほど申し上げた「原則として」ということと、「更新ができる」。特に更新ができるようにさせていただきました。

○教育長 前はできなかったのかな。

○小中学校課長 はい。

○次長 できなかったというより、3年・3年で新規の連続みたいな形になっていたのも、更新が現実的に見えてきたときに、やはり規定をはっきりさせておこうと。元々は続けようという形で行っていたのだけれども、規定でそうだったから。

○教育長 課長、ありませんか、木の額縁サンプル。

○小中学校課長 どこかに用意をしているかもしれませんが。

○教育長 せっかく認定するので、ちょっといい気持ちになっていただこうということで、今度は県産材を使った、いい認定証を作りましたので。それで今、家庭教育推進協力企業という、協力してくださる企業さんに渡している額をそのまま、6,000円～7,000円くらいするようですけども。でも県産材を使ってドシツとした感じで「認定します」というと、やはり少しモチベーションが高まるかなと。また、お見せいたします。

○委員 それは学校の全体のレベルアップも多いに刺激になってもらわないといけないから、そういう手当てとか、そういうことは何もないのですかね。認定証だけですか。

○教育長 いや、少し給料が上がりますが。

○小中学校課長 はい。認定された年に1ランク昇給のアップをしています。

○教育長 昇給に反映させていただくと。

○委員 FD（ファカルティ・ディベロプメント）というのが、大学教育としては今、非常に義務付けられていますし、FDの方法の1つとして、こういうものなんかは非常に参考になるのではないかなと思いますけれども。

○委員長 はい。では、よろしいでしょうか。それでは続いて、報告事項キを説明してください。

[公開]

報告事項キ 平成 23 年度新時代を拓く学びの創造プロジェクト高等学校学力向上推進委員会の報告書について
参事監兼高等学校課長 説明

○参事監兼高等学校課長 はい。報告事項キ、平成 23 年度新時代を拓く学びの創造プロジェクト高等学校学力向上推進委員会の報告書についてご報告いたします。1 ページ、はぐってください。その前に、この一番厚い提言書というのがございます。昨日、この学力向上推進委員会の委員長である元倉吉東高等学校長から教育長に対して報告書が出されました。この中にあります学力向上に関する提言について、こういうことだというところをお話しされました。そのことをご報告いたします。この報告書の内容は、高等学校の学力向上に関する提言と、それから各部会、学力分析部会、向上部会というのがございます。それが調査・研究した結果がまとめてあり、最後のところに資料として基本となる学びに対する考え方、こういう人がこういうことを考えているというようなものを1つにまとめたものでございます。

元の1ページに返っていただきます。いいでしょうか。この学力向上推進委員会につきましては、今年度から本県のすべての高校生が自らの可能性を最大限発揮して、進路目標を実現できる学力を育成する。そのためにどうしたらいいかということを検討する、そういう会として持っています。年3回、この下にありますような内容で実施いたしました。

それで、先ほどありました報告書が出された中での提言でございますが、2ページをご覧ください。提言には大きく4つに分かれておりまして、高等学校の授業改革に向けてということで、授業のスタイルの転換ということが言われております。つまり、すべての教員が今までの知識伝達型の授業から生徒の活動を支援するという、その教授モデルへ転換を求めるべきであるとか、教員自身が教え込みでない、新しい学びの教育方法論を構築するべきであるとか、学習デザインする能力をすべての教員が会得して磨いていくことで県全体の授業力の向上を図るというようなことでございます。

2番目としまして、家庭学習の充実に向けてというところでは、アンケートをしましたら、県内で約半数の高校生が家庭学習に向かっていないという結果が出て、これが大きな課題であるということになりました。そういう課題を解決していくためにも、その生徒が自分の内から、自分自身から主体的に、学習意欲といいますか、学ぼうという意欲を引き出していく、そういう授業の在り方、それが必要なのではないかと。また、家庭で学習したことが授業で役に立ったり、授業での学びの様相をより豊かにする経験が繰り返されたりすることで、家庭学習の意味が高まるのではないかとというようなことをいただきました。

3番目といたしまして、自己実現に向けた進路を獲得するためにということで、教員が生徒の進路意識や学習意欲を高めるための適切な面接スキルを身に付けることが必要であると。特に、その面談といいますか、面接、そういう手法をしっかりと身に付けて子どもたちに接することが、子どもたちが適切な進路を獲得していくために必要なのではないかとことをいただきました。

4番目として、改革の成果を見取るためにということで、授業の評価というのは、授業の内容がどうであったかという授業の評価と、取り組み自体がどうかという授業、その授業の評価の2種類の評価を検証する具体的な指標が必要であろうと。例えば、入学試験や就職試験の結果がどうであったかとか、定期考査等の結果が、あるいは家庭学習時間、あるいは不登校生徒、中途退学者、問題等の発生数でありますとか、そういうようなことを、いろんな指標があるわけですが、学校ごとにそういう指標を判断して、適切な指標を設定して評価していくべきであろうというようなことの提言をいただいております。

いただいた提言・方向を具体化するために、来年度、モデル校を約10校指定しまして、それぞれの学校に学校課題に応じた解決方法を実践してもらいたなということで、モデル校10校においての実践を、また県内すべての高校に広げていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○委員長 そのモデル校、10校というのは、今もう分かっておりますか。

○参事監兼高等学校課長 普通科の、いわゆる進学校だけではなくて専門高校、それから総合学科、それから定時制の学校もということで、すべての学校の子どもの学力をということで検討しております。

○委員長 はい。

○教育長 2ページの(2)、提言の骨子の1番で、一番下のところですね。「生徒自ら意識的に、他の場面に転化し活用できる知識を構築していくような学習をデザインする能力を、すべての教員が会得し」というのが、これが分からないんですけども。生徒自ら意識的に能力を、すべての教員が会得しというのは。

○参事監兼高等学校課長 学習をデザインする能力と言ってしまいましたけれども。

○教育長 学習できるように、そういう学習を構築していく能力を教員が付けると。

○参事監兼高等学校課長 はい。生徒が「こんなことをしたいな」を、つくっていけるような授業をなささいという。

○教育長 結局、これはいわゆる提言の骨子で概要版になるわけでしょう。どんどん出て行くので、もう少し柔らかい言葉で分かりやすく書き直していくことが必要だと思います。

○参事監兼高等学校課長 分かりました。もうちょっと練っておきます。

○委員 これは、今後どのように書かれていくんでしょうか。

○参事監兼高等学校課長 まず各学校にこれはお配りいたします。それで、学校のほうで、まず主に提言を読んでいただくことと、それから各分析部会と向上部会が研究してきたことを参考にしながら、自分の学校においてどういうことをやっていかないといけないか。いわゆる、授業を変えていくとことが大きなことだろうと思いますし、それで、そのことによって子どもたちをどう変えていくのかということを考えながら、そういう取り組みを、それぞれの学校に合わせた

取り組みをしていただきたいなと考えています。

○委員 最終的な試みの場合は各学校になると思うんですけども、やって、またこのチームで集まって検証するとかというプロセスはないんですか。

○参事監兼高等学校課長 それが来年です。来年は、実際にこれを基にモデル校が授業実践をしていく。それを報告し合ったりというようなことをして、県内でやっていることを共有していこうと。

○委員 来年度というのは24年度ですね。

○参事監兼高等学校課長 はい、そうです。

○教育長 そのことと実行というのは、どういう関係にありますか。その指定校というか、指定する学校との関係は。実行には何が伴うんですか。

○参事監兼高等学校課長 この提言にあるような内容のことも今も申しましたけど、どっちにしても教員が授業を変えていくことによって、その自分たちの、例えば自分がいる学校の子どもたちをどう変えていくかということ、そこを考えながらの実践をお願いしていくという。そのことを途中で発表していったりとかしながら、共有していくというふうにして使っていきたいと考えております。

○教育長 だから、その「提言がありましたから読んでください」ではなくて、これを、やはり今の高校生たちの現状を踏まえて、模擬試験も分析してやっている結果なので、やはり動きをね、ムーブメントしなければいけませんよね。動きにしなければいけない。動きにするための手法を考えていかないと、せっかく今のができたのに、なかなか生きてこないと思いますよね。そういう実行を、どの役割を果たすのかということ、しっかり位置付けてやってもらって、定期的に情報交換して、グレードアップしていくというムーブメント、動きをしていかなければいけない。

○参事監兼高等学校課長 はい。頼みっぱなしではなくて、きちんと、学校としてどういう課題を持っておられるか。そういう中で授業をどう変えていくか。子どもたちがどう変わっていった欲しいのか。それで、どういうふうになっているのかということ、きちんと見ていくようにしていきたいと思っております。途中での発表会等も考えております。

○委員長 その発表なさるのは、このモデル校の10校がされる。県下のどの高校も実践を新年度からこの取り組みなさるということですね。

○参事監兼高等学校課長 どの学校も取り組んでいただきたいのですが、特に10校をモデル校という格好での指定をして、10校にはこのことを取り組んでいただいたことをちゃんと発表していただくというふうに考えております。そういうものをまとめて、来年、成果物としてまた、きちんとしたものを作りたいなというふうに思っております。

○委員 それは結構、来年度の目玉だと思うんですけども、これ、いただいた書類の2回目のホテルセントパレス倉吉でやられているものを、起草委員会の設置というのがあって、その起草委員会がお作りになったのがこれだ、ということなんですよ。

○参事監兼高等学校課長 そうです。はい。

○委員 この8名の方というのは、もう1枚あとにある24人の中から8名の方がおやりになるという。

○参事監兼高等学校課長　そうです。

○委員　ぜひ、その10校で、これだけではないんでしょうけれども、こういうものも基にしながら、どういうふうに計画を立てられたかという、まず立てられた計画を、ぜひ見せていただけると、ありがたいなと思います。

○参事監兼高等学校課長　はい、分かりました。

○委員　だから結構おもしろいので、何かどんなことを考えながら作られたかというのを研修会とかでお話しをする時間でもするような機会があったら。

○教育長　それで、95ページで、先ほど見ていただきました、部屋で見ていただいた高校の専門研修とかありますね。専門研修の国語の予定、社会の予定ですね。そういう具合にありますね。それで96ページが数学、理科及び専門研修、それから98が学習理論研修ですね。それからリーダー研修ですね。これ、もうすでに大学の先生にお願いしておりますね。それから、99ページのほうは学習理論研修詳細という形で、こういうふうな形で作っております。ですから、こういうことを着実に実践するということところが大事なのかなと思いますね。

○委員長　ぜひ期待したいと思いますね。

○教育長　これがやれるだけでも随分違うと思いますね。

○委員長　草案を作るとなると1学期ぐらいは掛かるでしょうね。

○委員　掛かるでしょうね。

○委員長　いや、これ、目玉だと思いますよ。

○委員　そうですね。目玉でしょうね。

○委員長　よろしいでしょうか。はい。では続いて、報告事項クを説明してください。

[公開]

報告事項ク　平成22年3月及び平成23年3月高等学校卒業就職者の離職等調査結果
について

参事監兼高等学校課長　説明

○参事監兼高等学校課長　はい。報告事項ク、平成22年3月及び平成23年3月高等学校卒業就職者の離職等調査結果についてということでございます。1ページをご覧ください。これにつきましては、昨年の10月に平成22年3月に高等学校を卒業して就職した者についての調査結果をご報告いたしました。それで今度12月に、23年3月に高校を卒業して就職している者について調査をいたしました。同じ調査でございます。それで、どうだっただろうかということの検討をしたところでございます。今回は若干、回答率が上がって17%でございますが、この間もお示ししましたけれども、17%でも労働局等が出しているデータと大きく数字は変わりませんので信頼性はあるだろうなというふうには思っております。結論としましては、去年卒業した生徒も、一昨年卒業した生徒も、離職といいますか、就職・働くということに対する意識等、例えば高校ではどんなことをすれば良かったとか、こういうことをやはり社会で求められているなというふうなことについては、同じような回答を得ております。(6)の分析というところの(2)でござ

いますが、離職につながった主な理由とその全国調査との比較とありますが、4行目からであります。実際、最初に就職した勤め先の仕事・職場について、「ストレスが過大である」と回答した者がどちらの調査でも4割以上いる。また、求人数が少ないため、「ぜひ就職したい」と希望して就職した者が少なく、「そこだったら就職してもよい」と思って就職した者、それは、要はその程度だったらという、もう少し積極的な理由ではなく、というような意味です。その者がどちらの調査でも半数近くおり、このような気持ちが離職を後押ししているとも考えられるということ。

2ページです。(3)回答者自身の反省ということで、「また」という、真ん中のところから。また、「仕事というものはどういうものなのか」、「高校3年生になった時点での自分が知っている職種があまりにも少なすぎる」ですとか、「社会人になってから気付くことが多すぎる」、「もっと早く今の職業に就くことを決め、専門的なことを学んでいればよかった」など、といった仕事や職種、社会常識に関する学びの不足を後悔する記述も多かったということがあります。ですから、学校から社会へ円滑に移行できていない卒業生が確実に存在していることを示しております。

4番の学校に求められている取り組みといたしまして、最初の行にあります。専門教科の内容、常識、マナー、資格、コミュニケーション能力、そういうことに関する記述がやはり多かったということでございます。それから、その下から2行目ですが、平成23年3月での卒業就職者の約1割が10カ月も満たない状況の中で離職しているということで、これを多いと見るか少ないと見るかなのですけれども、1年経つまでに2割近く辞めている状況があります。10カ月で1割もっているのだからということで見れるかどうかということですが、数はそんなに変わらないかもしれません。というよりも、子どもたちはまだ10カ月も経たないうちに1割離職しているという状況を重く見て、もっと離職者が少なくなるような取り組みをしていかなければならないなということを考えているところです。

5番の課題の抽出としまして3行目から、また2回のアンケート調査集計結果により、離職した主な理由をはじめとして、全体的に類似した傾向があることをつかむことができた。これらのことからメンタルケアの充実といった自尊心の育成、資格取得・技術習得の推進、社会人としての常識・マナー習得の推進、コミュニケーション能力の向上などといった課題を具体的に整理することができました。

3ページでございます。そういうことで、その防止策として、いろんな関係機関との連携を進めていくことはもちろんなのですが、最初の丸のところ、高等学校課として今後も取り組んでいこうとしているところで、就職支援相談員による一層の定着指導ということと、それから下から2つ目の丸の、インターンシップの推進と資質の向上ということ、もっと考えていかなければならないなということ。それから、一番下の産業界と学校のネットワークの構築ということで、来年度からは専門高校9校には、すべて産業界と学校とがネットワーク会議を開けるようになりました。そういうことで、学校が、企業の方、そういう方からいろんなご意見を伺うことができるようになります。また4ページの最後の2つ目の丸でございますが、学校単位型の研修、学校宅配というような言い方をしていますが、これは「地域を担う人材育成事業～宅配とっとりキャ

リア塾～」というような形で来年度事業化しております。この中で、例えば、学校でそれぞれのいろんな課題があるわけですが、その学校に応じて必要なメニューを設定していただいて、それをこちらのほうに、県のほうに言ってもらって、その人を派遣してもらうためのお金をその学校のほうに出すというような形のことを考えております。例えば工業高校で電気工事士を目指すような子どもたちを、ということで、それになるためにはどういうふうにしたらいいかということを、1年次でそういう話を聞いてみます。あるいは、もっと大きく人生をつくるというような、そういうようなことも聞くこともできるかもしれません。それでありましたら、専門高校だけじゃなくて普通科の高校でも聞けるかなというふうに思います。2年になったら、そういう専門高校では若年者の雇用失業状況と今後の展望というような、そういう形で多くの方から話を聞くような講座をつくってみる。そして3年生になったら社会人としての心構え、常識・マナーとか、そういうことについての話を聞いていける。そういう学年で系統立てた話をずっと3年までつくっていったら、1年次にはこういうこと、2年次にはこういうこと、3年次にはこういうことという形でのキャリア教育を推進していくことで、この離職を少しでも少なくできたらなという、こういうような事業にしたいというふうに考えております。参考にしました分析資料につきましては4月の分、それから12月に行った分を以下載せておりますけれども、これまたご覧ください。以上でございます。

○委員 産業界と学校のネットワーク会議というのは、産業界というのは具体的にはどういう皆さんを言うのですか。

○参事監兼高等学校課長 工業高校でしたら、その近くのそういう「ものづくり」をされているような会社の方、また農業高校でしたらJAの方でありますとか、それから実際には自営で商売、それから農産物を作っておられるような方、そういう方に入っていただくような話になっております。

○委員 そのコーディネート、誰かを出すかというのは各学校が自分で決めるんですか。

○参事監兼高等学校課長 はい、そうです。そういう会議がある時には、その部分の担当の指導主事がおりますので、農業、工業、商業、そういうところに行って出掛けて、一緒にその指導主事も助言ができることをしていくということです。

○委員 1回ぐらいですか。

○参事監兼高等学校課長 いや、多いところは年に5回ぐらいされます。

○教育長 何か、21ページには厳しい意見がね。先生方がもっと社会に出て学んだほうがいいと思います。教える側に常識がなくなっておりません。生徒に妥協しないでほしい。

○委員長 高校生が書いていることなんですね。

○参事監兼高等学校課長 はい。

○委員長 いろいろと高校のほうでも取り組んでいただいていると思いますが、この21ページの高校生の先ほどの声とか、17ページの9番の表で、高校生の時にもっと身につけておけばよかったことと思うことなんていう、こういう項目が挙がってきているわけですが、結局キャリア教育は今、小・中・高という、ものすごく必要だと言われるところで、高校はずっとやっぱり出口になってしまうんですね。大体いる子はどこかに就職させたい、100%にという。そういう出口の所の

指導が、結構そこだけに焦点が置かれている気配はないだろうか。やはり、そのキャリア教育がなくても普段の生活から生まれてくるものですね、先ほどの項目にしても。その辺で先生方にすごく一層研鑽積んで頑張ってもらいたいと思うんですが、教育センターの、このあと出てくるかと思うんですが、講座を受講された先生方の感想ですが、「満足した」とか、「概ね満足した」とかいうのが後で出てきますが、その中でキャリア教育の項目をちょっと見たら、講座の内容に「ものすごく良かった」と言われる方が、「まあまあ良かった」と言われてる方と合わせたら8割以上になっているんですが、「本当に良かった」と言われる方が少ないんですね。ですからキャリア教育のそういった教育センターの講座なんかの中身をもうちょっと工夫していく必要もあるのかな。現場のその進路指導主事というんですか。

○参事監兼高等学校課長 はい。

○委員長 そういう方が熱意をもっと喚起する手立ても必要かなと思ったりします。なかなか出口だけでやっても、またすぐ辞めてしまいますよね。

○参事監兼高等学校課長 もっと広い視点でどういうふう生きていくのかという、そういうことを考えさせていく。だから専門高校だけじゃなくて普通高校でも、いわゆる進学校でもそのことが十分やっていけるんじゃないかなというふうには思います。

○委員長 全国平均よりも高いんですね、離職率が。本当に、少人数でもっと徹底して鍛えられそうな感じもしますから、今後に期待をしたいところです。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。

報告事項ケを説明してください。

[公開]

報告事項ケ 平成23年度2回教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議の概要について

家庭・地域教育課長 説明

○家庭・地域教育課長 はい。報告事項ケ、平成23年度第2回教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議の概要についてご報告させていただきます。1ページのほうをご覧ください。内容としては、今年度、生涯学習分科会では、社会全体で子どもたちを育む体制づくりということで、ご議論いただいております。夏に委員の皆様にもご一緒いただきましたけれども、伯耆町と南部町を視察いただきまして、学校支援ボランティア事業をご覧いただきましたし、またそのことも踏まえて第2回話し合いをしました。今年度、学校支援ボランティア事業を単県も含めて行うことによって、非常にボランティアの方が増えてきた。コーディネーターを置くことによってボランティアの方も増えてきたということ。あるいは研修会なんかもしましたが、学校の校長先生、教頭先生も多く参加されて、学校ももっと地域に開かないといけないというような、学校の意識が変化してきたということ。あるいは本日お配りしておりますけれども、こういう学校支援ボランティアのハンドブックを作成いたしました。新年度またボランティアの説明会であるとか、また教職員とかコーディネーターが意志統一するための資料として作成させていただきます。

したけれども、そういった状況であるとか、本日、日本海新聞に教育長のインタビュー記事が出ていると思いますが、全5段で学校支援ボランティアの状況を新聞報告させていただきましたが、こういった形で全市町村のボランティアの実施状況などを、新聞に掲載することによって、市町村あるいは県民の方も「鳥取県はボランティアをするんだな」ということが、かなり意識付けられたのではないかと報告させていただきました。

委員の皆様からは、まだちょっと学校の敷居が高いのではないかとというような話であるとか、もっとボランティアをしたいし、声掛けられたら「したい」という人はいっぱいいるので、上手に声掛けして欲しいというご意見がございました。それと今年度、学校・家庭・地域の連携ということで、今年度始めたところも公民館と協力してやっているところは、地域の住民が多数関わるようなボランティア事業が広がっているんだけど、学校だけでやってないところもあると。2ページ目の、倉吉市では地域学校委員会というものを設けているようでして、校区単位で学校・地域・保護者で構成する地域学校委員会で、定期的に話し合いの場を持って、その中でボランティア事業も行っていて、上手くいっていると。そういうような、同じ目的を持つような組織を作る意味というのがあるんじゃないとか、校長と公民館長とかもう少し話し合っていくべきではないとか、そういう意見が出てまいりまして、また引き続き来年度も検討することになりました。

今年度のボランティア事業の状況は現在、市町村の状況を取りまとめしておりますので、また来年度の教育委員会で報告させていただきたいと思います。以上です。

○教育長 ここで私、気になったのは、2ページの上から3つ目の、「子どもたちはスポーツクラブや公民館で群れているが、お客さんとしての参加であって、考えて行動していない」というね、非常にここが気になってるんだけど。

○家庭・地域教育課長 そうですね。おっしゃるとおりで、このような内容も何人かの意見でできてまいりました。やはり非常に、地域の方の皆さんがしてあげたくてなんですけども、やはりみんながお膳立てしすぎて、子どもたちの自主性が育まれていないというところで、もうちょっと、もっと不便な体験をさせていかないといけない、生きる力というか、自主性が育たないのではないかとご意見、ございました。

○委員 学校パスポートというのは、おもしろいと思うんですけどね。

○家庭・地域教育課長 はい。

○委員 これを何とかこう全体に浸透するための1つの手としてどうなんでしょうね。

○家庭・地域教育課長 はい。

○委員 真剣に考えています、これ。

○家庭・地域教育課長 ちょっとこれ倉吉のほうで出て来た話なんですけど、やはり、こういう外部からの侵入者のこともありますので、そういう名札見せたら入れるよ、みたいな、そういうこともいい取り組みだなと思っています。

○教育長 どこか取り組んでみられるところがありましたら、勧めてみると、そういう学校支援ボランティアなんかでもやっておられるんでしょうね、これを。

○家庭・地域教育課長 はい。そういう形でやってみたいんだということで今、市のほうで提案

しているという話も聞いております。

○教育長 この新聞報道は、どうしてこれが載るようになったんですか。

○家庭・地域教育課長 学校支援ボランティアで全5段の広告記事を5回掲載させていただきまして、その他にもちょっとうちのほうでいろいろ日本海新聞に広告を出しているの、ちょっと交渉いたしまして、やっぱり記事で出たほうがインパクトが強いので、この記事込みで載せてくださいというようなことです。

○委員長 そうでしたか、はい。いいですね。

○家庭・地域教育課長 記者さんが取材して書かれたものなので、リアリティがあると思います。

○委員長 いいでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

続いて、報告事項コを説明してください。

[公開]

報告事項コ 「ケータイ・インターネットを考える高校生のフォーラム」の実施結果
について
家庭・地域教育課長 説明

○家庭・地域教育課長 はい。報告事項コ、「ケータイ・インターネットを考える高校生フォーラム」の実施結果についてご報告させていただきます。1ページのほうをご覧ください。平成24年2月13日になりますが、倉吉未来中心の小ホールにおいて、高校生フォーラムを開催いたしました。参加者230名とありますが、高等学校課のご協力で試験で来られなかった一部の高校を除き、ほとんどの高校の生徒会の高校生、教員、PTA関係者等に集まっていただきました。

内容としましては、モデル校をしていただいています岩美高、鳥取商業、鳥取中央育英、米子高校の実践発表。それから日本海テレビのアナウンサーをコーディネーターにして、モデル校の生徒と、それから保護者代表の方によるパネルディスカッションということで、下に写真も掲載しておりますが、非常に子どもたち、堂々と発表をしておりましたし、会場からも質問が出るような感じで、いい雰囲気でした。

2ページ目以降はモデル校の発表の概要を書かせていただいております。岩美高では岩美高宣言以降も定期的な取り組みをしているというようなこと。それから、鳥取商業高校は非常におもしろい取り組みで、生徒が自ら脚本を書き、そのメールアドレスとか噂など、何気ない書き込みをブログや掲示版でやり取りしている、そういった風景を生徒が出演して、ビデオ制作しまして、それをまたクラスで討議するという、高校生ならではの面白い発想だなというふうに思っております。

3ページ目は鳥取中央育英で「携帯チャレンジ」というような形でコースを決めて、みんなで取り組んでみようじゃないかとか。

米子高校では姉妹提携校の韓国の釜山デザイン高校の生徒ともいろいろ意見交換するとかいうことで、非常に各高校、工夫して実践をしておられました。

4ページ目はパネルディスカッションの概要を書いておりますが、本当にどの高校生もしっか

りとした発言で、非常に感心させられました。参加者の感想についても非常に良かったということで、高校生自身も非常に他校の取り組みが参考になった、自分のところもやりたいとか、今は先生自身も生徒会で高校生が自主的に考える機会が必要だとか、本校の生徒のまた良い見本・目標になったなということで、非常にいい評価をいただきました。

5ページ目にフォーラム全体のことについて書かせていただいております。どの学校の生徒も言っていたのですが、アンケートを行うことによって、自分の使い方、自分が何時間ケータイを使っているのだろう、どういう使い方しているのだろうみたいなことを、自分自身が把握してコントロールしていくということは、やっぱりどうしても社会になったら絶対使うものなので、そうなる前に、社会人になる前に必要だなということでございます。それから3つ目ですが、保護者自身ももっと勉強して、親子でルールを決めていかないといけないというような話もございました。4つ目で、これは波及した効果というか、高校生や生徒会が自主的に取り組み、お互いの活動を発表しあい、刺激しあう場を持つということで今回実践されたのですが、参加されたモデル校の校長先生も聞かれた先生からも、こういう生徒会同士の発表というのはいいなというようなことで、非常にそういう成果もございました。それから一番最後のケータイの使用時間のことなんですが、どの学校も1日の使用時間が平均3時間、中には5時間、6時間といったようなケータイ依存の高校生もおりまして、やはり、これは先ほどの学力向上の話もありますけれども、生活の質、時間の使い方ということも本当に学校全体で取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかというふうに感じております。

来年度以降ですが、来年度も本事業を実施して、新たなモデル校を指定して、高校生の主体的な取り組みを推進したいというふうに考えております。また現在、皆様のほうにお配りしておりますが、こういうリーフレットを、ちょうど合格が決まって高校入学の時にケータイとか、今はスマートフォンがほとんどだそうですねでも買うことになりますので、そういう意味で合格者説明会等でこういう指導してくださいということでお願いをしております。今回は情報・モラルの話になって、時間とかそういうことにも着目してルールづくりということを中心にリーフレットのほか、先ほど教育長からありましたが、テレビスポットとか新聞とか広告等々で広報してるところでございます。以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

では、報告事項サを説明してください。

[公開]

報告事項サ 「とっとり子育て親育ちプログラム」の発行及びファシリテータ派遣
について

家庭・地域教育課長 説明

○家庭・地域教育課長 はい。報告事項サ、「とっとり子育て親育ちプログラム」の発行及びファシリテータ派遣についてご報告させていただきます。皆様のほうに本日このピンクの冊子を配布させていただいております。子育ての悩みとか課題を題材に、ワークショップや話し合いを通じ

て親同士のつながりを深め、家庭教育について学びあう機会を提供する参加体験型の学習プログラムを「とっとり子育て親育ちプログラム」ということで、今回、冊子にさせていただきました。このプログラムというのは、じゃんけんとかゲームとかでアイスブレイクして、それで、あと小グループで家庭教育の悩みや情報を共有し、話し合うということ。最後、振り返るというシンプルなものにさせていただいております。進行マニュアルとかシートを作っております。テーマも特に就学前後の親を対象とした子どもが育つステキな言葉とか、子どものすることなすことイライラお助け隊とか、ちょっとタイトルも工夫させていただきました。そういった身近なテーマで話し合えるようにしております。活用場面としては学年・学級懇談会とかPTA研究会とか入学説明会等で使ってもらえるようにというふうに考えております。

プログラム集の発行とともに実際にやってもらいながら検証を進めておりました、それが2ページ目になります。この親育ちプログラムを普及させるために今、進行役となるファシリテータさんを養成しまして、学校・保育所・幼稚園のほうに派遣をしております、このプログラムの効果を検証しております。実際に参加された方は、特に他の方がどのようにされてるのか聞いて良かったとか、他の人もそうなんだなとホッとしたりとか、やっぱりもっと親も子どもと一緒に成長していかなくちゃいけないなということで、非常に好評でございました。主催者のほうもこんなに盛り上がると思わなかったとか、やって良かった、こういう機会をまた持っていきたいとか。あるいは就学前健診で別々の保育所と幼稚園から入学する予定の保護者同士なんですけども、知らない保護者同士でもすぐに打ちとけあい、入学前の不安が和らいだとか、そういういい評価をいただいております。参加者アンケートでも9割以上の方が満足したということで、講演だけの研修会より非常に効果が高いのではないかとということで、保護者同士の関係づくりも大変効果的であったというふうに思っています。

今後の展開ですが、やはりPTAの学級懇談会とかPTA研修会の参加者が少ない、固定化しているというのが、かなり言われております。こういう保護者同士の仲間づくり、保護者と先生の信頼関係づくり、家庭教育の学び場づくりというのは、本当に大事な問題でございますので、このプログラムの効果をどんどん発信して、ファシリテータ派遣もなんですけども、学校の先生、PTA役員によっても、このプログラムの活用も進めていきたいというふうに思っております。特に、やはり参加したくなる学級懇談、次も出ようかと思う学級懇談、先生が大きく左右されるかと思っておりますので、そういった参加型保護者会というものをどんどん広めていって、親自身、親も家庭教育について学びあい、育っていく仕組みを作っていきたいと思っております。以上です。

○委員長 いかがでしょうか。ファシリテータを派遣してもらおうと思えば、どこに申し込んでするんですか。

○家庭・地域教育課長 うちのほうに申し込んでいただけたら、派遣することになっております。

○委員 このファシリテータというのはどんな人が応じるということですか。

○家庭・地域教育課長 PTAの役員のされた方であるとか、あるいは前から子育て支援者としてやっておられる方であるとか、そういう身近なちょっと先輩の保護者みたいなイメージの方が多ございます。

○委員長 はい。よろしいでしょうか。

本日、報告事項、大変多ございまして、報告事項シ以降、時間の都合により、報告事項チとテのみ説明していただいて、それ以外は省略して、資料配布のみにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。他にこれも説明をと言われるようなものはございませんでしょうか。いいでしょうか。

それでは報告事項チ及びテについて説明を願います。

[公開]

報告事項チ 平成 23 年度県立学校第三者評価の結果について

報告事項テ 第三者評価機関による鳥取県立学校評価実施要領の改正について

参事監兼高等学校課長 説明

○参事監兼高等学校課長 はい。報告事項チ、平成 23 年度県立学校第三者評価についてということで説明いたします。1 ページをめくってください。平成 22 年度から各年度毎に県立学校 8 校において第三者評価を実施しております。今年度はご覧の 8 校において第三者評価を実施いたしました。第三者評価は 3 人の評価委員が 4 チームになりまして、それぞれが 2 校担当します。そして、その担当校をそれぞれ 2 日間、学校訪問を行いまして、授業や施設見学及び聞き取り等を実施して、その学校の評価をいたします。そして 3 月には評価書を交付するというものでございます。

2 ページ以降は、そのように 2 日間出掛けて行って、聞き取りや見たこと、それからその後、委員同士が話し合っまとめたことが 1 枚の評価書として書いてあります。四角で囲っている上の部分が、これからも継続してほしいといういい部分です。下の部分は、これはちょっと改めてほしいな、改善してほしいという、そういうことが書いてございます。ということで、これが第三者評価の結果についてのご報告です。

あわせて報告事項テですけれども、第三者評価機関による鳥取県立学校評価実施要領の改正ということで、今この評価は 3 人で 4 チーム、だから 12 名でやっているんですけども、そのことによつて 1 評価チームの担当校が今 2 校になっています。2 校であることによつて、2 校を 2 日間行くという、結構委員さん方にも厳しいとか、それをまとめたりするという事で結構きついという話もございまして、そのあたりを解消するために評価委員の数を 16 人にして、それを 8 チームにして、それぞれのチームが 1 校受け持つということにしたいというふうに考えております。それで、そうなると評価委員の数は 1 チーム 2 名になるんですけども、2 ページの新旧対照表のところの第 3 条の、「評価委員会は、評価委員 16 人以内、評価専門委員 8 人以内」ということが書いてあります。評価専門委員は県立学校関係者のうちから教育委員会が委嘱するとしています。具体的には、その評価専門委員という人を設ける。これは学校の副校長、もしくは教頭をそのチームの中に入れるということで、それは当然違う学校の、評価する学校とは違う学校の副校長なり教頭が入ります。それと評価委員は 2 人と、それからそれぞれの担当する指導主事が 1 名の 4 名で評価を行っていきこうというものです。こうすることによってより円滑にといいますか、学校評価ができていくのではないかとこのように考えておるところでございます。そういう形で

この要領を改正しようというものでございます。以上この2つについてご説明をいたしました。

○教育長 この評価委員の数は16人ですか。

○参事監兼高等学校課長 はい。

○教育長 要綱の新しいほうで、評価委員会は評価委員16人以内及び評価専門委員8人以内をもって16人以内と8人以内で、合わせて16人ということですか。

○参事監兼高等学校課長 はい。それに加えて評価専門委員というものを1チームに1人ずつ置くということで、数は変わりません。

○委員 評価が4年で1巡するという事は、4年に1回受けるわけですよね。4年に1回というのは、かなり早いペースだなという感じがするんですけど、大学ですと7年に1回ですね。この評価を受けるための準備に、やはり1年ぐらい、さらにもっと掛かるかも分かりませんが、書類を整えたり、いろんな。だから、1つの方法として1年あたりの評価校の数を減らして、その分評価委員の負担を少なくするというか、そういうことも考えられるのではないかと思いますけどね。

○参事監兼高等学校課長 検討してみます。これを始める前に2年間試行いたしまして、試行期間を20年度と21年度設けております。それでやってみて、これでいこうということで22年から始めたんですけども、評価委員さんが1人で結局2校持って、それぞれに2日間行って朝から晩までというような格好で、かなり負担が大きいということで。

○委員 多分2巡目以降は、もうちょっと評価が楽になるかも分かりませんが、4年に1回ですから、前と同じことはする必要ないので、前に指摘したところはどうか改善されたかとか、そういうふうなところを中心に評価していけば、もうちょっと簡素化できるかも分かりませんが。

○参事監兼高等学校課長 それで、いただいたこの評価のことにつきましては、次年度、指導主事が学校訪問しておりますので、その指摘があったことがどのように改善されているかというようなことも全部確認しながら指導しているところでございます。

○委員長 他の委員さん、どうでしょうか。いいでしょうか。

以上で報告事項を終わりますが、今、資料だけの報告に終わったものについては、委員さんのほうでまた何かご質問等がありましたら、事務局のほうにお尋ね、問い合わせをいたしたいと思っております。以上で議事は終了しましたが、各委員さんから何かございましたら、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは本日の定例教育委員会はこれで閉会にします。

次回は4月の17日火曜日の午前10時から開催したいと思います。いかがでしょうか。はい。次回、4月17日火曜日の午前10時に開催いたします。以上で本日の日程を終了します。

(14時20分閉会)